

# マイナンバーカードで小中学生を応援します!



マイナンバー  
PRキャラクター  
マイナちゃん

小中学生のマイナンバーカードの取得促進と物価高騰に対する就学支援として、マイナンバーカードを新規で申請する人と既に取得した人へ、商品券を支給します。

## ◆対象者

令和5年1月1日時点で七尾市に住民登録のある小中学生のうち、マイナンバーカードを既に取得している人および令和5年3月31日までに申請した人

## ◆支給額

**1人につき商品券5,000円分**

## ◆支給時期

**令和5年2月1日(水)から4月30日(日)まで**

## ◆支給方法

本人宛に郵送(書留)します。  
※申請手続きは不要です  
※商品券の受け取りを辞退される人はご連絡ください。

## ◆商品券取扱先

全国のスーパーマーケット、レストラン、ホテルなど  
※一部利用できない店舗もあります。



## マイナンバーカードの申請窓口

次の窓口で申請ができます。顔写真を無料で撮影します。

- ・市民課窓口(ミナ.クル2階)
- ・パトリア1階特設会場
- ・市内郵便局(和倉温泉、南大吞、佐々波、崎山、七尾満仁、田鶴浜、中島、能登島)

※マイナンバーカード交付申請書をお持ちの人は、郵送またはインターネットでの申請が可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



◆12月末までに申請すると**最大20,000円相当**のマイナポイントがもらえます。  
【マイナポイントのお問い合わせは総務課(☎53-1111)まで】

問 市民課 ☎53-8417

# 作ろう!使おう!マイナンバーカード

令和5年  
1月6日から

マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書としてはもちろん、他のさまざまなサービスにも利用できる便利なカードです。市では、マイナンバーカードの取得と利用の促進を図るための取り組みを行います。

## 各種証明書のコンビニ交付手数料を減額します!

コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して、市が発行する証明書を全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機から取得できるサービスです。

市では、利便性の高いコンビニ交付の利用促進を図るため、**令和5年1月6日からコンビニ交付を利用した場合の交付手数料を減額します。**

### 取得できる証明書と手数料

証明書の種類	手数料	利用できる人	証明の範囲
住民票の写し	300円 → 150円	七尾市に住民登録がある人	本人または同じ世帯の人
印鑑登録証明書	300円 → 150円	七尾市に住民登録がある人で印鑑登録をしている人	本人のみ
戸籍証明書 ・全部事項証明書(謄本) ・個人事項証明書(抄本)	450円 → 150円	七尾市に本籍がある人	本人または同じ戸籍の人(最新の戸籍のみ)
戸籍の附票	300円 → 150円	七尾市に本籍がある人	本人または同じ戸籍の人(最新の戸籍のみ)
所得・課税証明書	300円 → 150円	証明年度の1月1日時点で、七尾市に住民登録がある人	本人のみ

※コンビニ交付以外の交付手数料は変更ありません。



## ◆利用可能時間

6:30~23:00(システムメンテナンス時を除く)

## ◆必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書(暗証番号4桁)

## ◆証明書の取得方法

店舗にあるマルチコピー機の「行政サービス」を押して利用を開始します。

